

奈良県特別職報酬等審議会の会議の公開について

1. 会議の公開又は非公開

奈良県特別職報酬等審議会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、原則として公開する。

ア 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合

イ 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2. 公開の方法

（1）審議会の会議は、傍聴により行うものとする。

（2）傍聴に係る手続及び遵守事項について規定した「奈良県特別職報酬等審議会傍聴要領」を別紙のとおり定める。

（3）傍聴に係る手続は、（2）の「奈良県特別職報酬等審議会傍聴要領」に基づき行うものとする。

3. 適用期日

平成21年10月27日以降に開催する会議から適用する。

奈良県特別職報酬等審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、許可を得た上で、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者の定員は、会議ごとに定めます。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではありません。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が2に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が2の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。